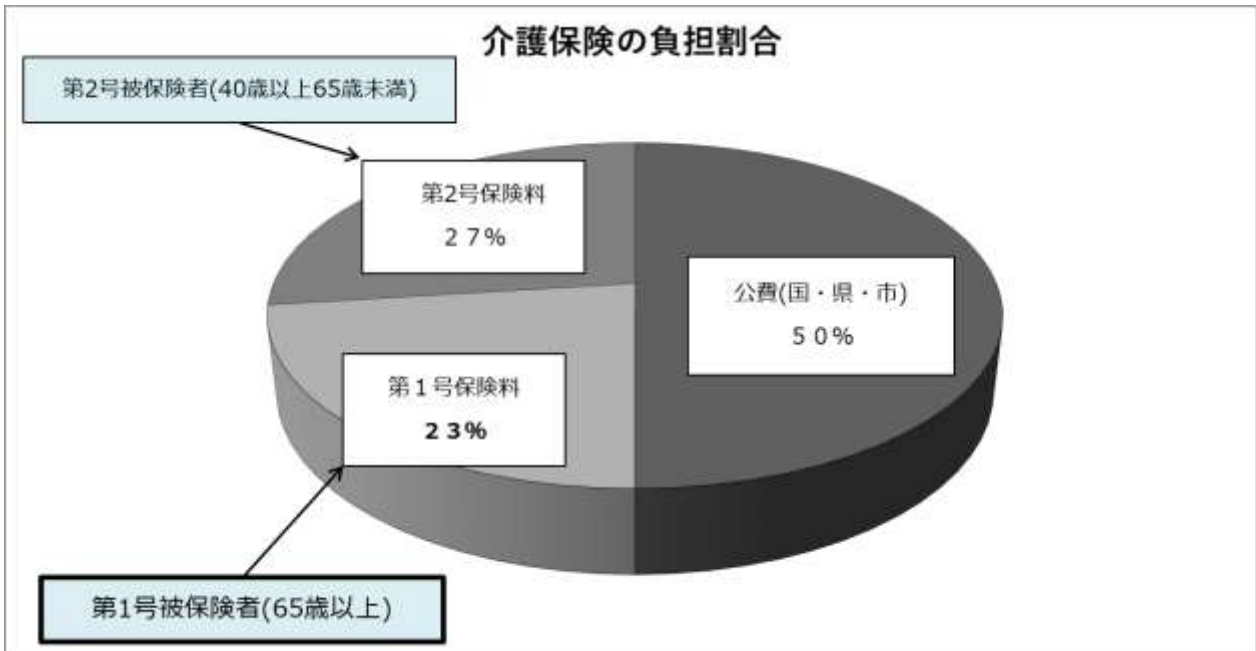


令和3年度から令和5年度までの介護保険料の決まり方について

1. 介護保険制度の財源構成

介護保険制度は、介護保険給付や地域支援事業に必要な費用について、原則として、公費50%、保険料50%の負担割合で運営しています。65歳以上の第1号被保険者の皆さまには、保険料50%の内、23%を介護保険料として負担していただいています。



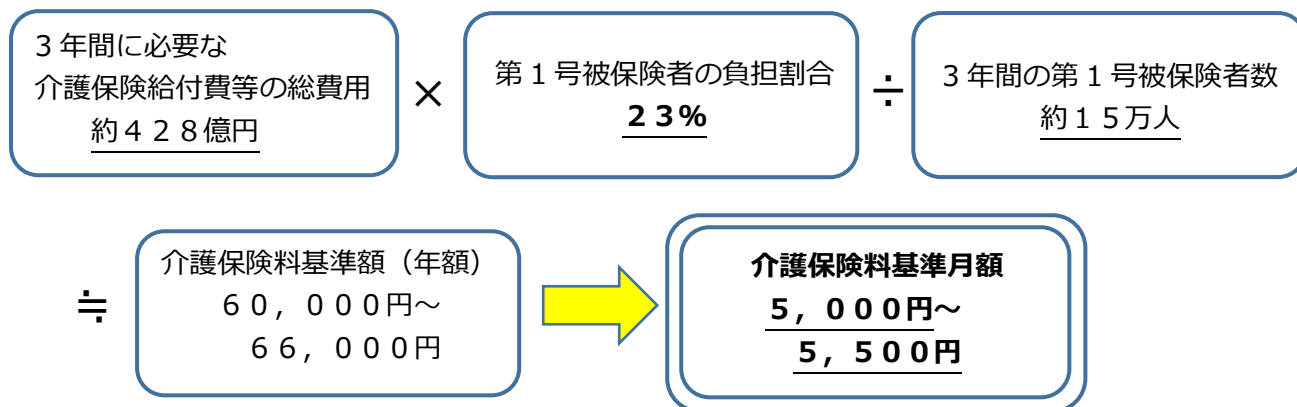
2. 第8期計画期間（令和3年度～令和5年度）の介護保険給付費及び地域支援事業費

第8期計画期間の3年間の介護保険給付費及び地域支援事業の実施に必要な費用として、令和2年11月30日時点で約428億円を見込んでいます。

なお、介護保険給付費については、今後、介護サービスの単価である介護報酬の改定が行われるため、変更の可能性があります。

3. 第1号被保険者の介護保険料基準月額の算出方法

川西市の介護保険料は、収入に応じて13段階に区分しており、保険料を算定する際の基準の段階となる第5段階の保険料は以下のとおり算定します。



第8期計画期間（令和3年度～令和5年度）の介護保険料基準月額は、5,000円から5,500円と見込んでおり、前計画期間の基準月額からは最大約800円の値上げとなる見込みです。

介護保険料基準月額等の比較

	第8期 (令和3年度～令和5年度)			第7期 (平成30年度～令和2年度)			(参考) 兵庫県 第7期平均
基準月額	5,000円～5,500円			4,690円			5,895円
保険料段階と 月額・年額保険料	13段階			13段階			
	保険料率	月額保険料	年間保険料	保険料率	月額保険料	年間保険料	
☆ 第1段階	0.300	1,500	18,000	0.300	1,407	16,884	
		1,650	19,800				
☆ 第5段階 (基準額)	1.000	5,000	60,000	1.000	4,690	56,280	
		5,500	66,000				
第13段階	2.100	10,500	126,000	2.100	9,849	118,188	
		11,550	138,600				

4. 介護保険料を決定するまでのプロセスについて

今後、以下のようなプロセスを経て令和3年度から令和5年度までの介護保険料を決定します。

- 令和3年1月 川西市介護保険運営協議会へ諮問・答申
- 2月 川西市介護保険条例改正案の川西市議会への上程
- 3月 川西市介護保険条例改正案の議決（予定）
- 4月 改正後の川西市介護保険条例の施行（予定）